

インド特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I N. I
特許付与願書 (Form 1)	附属書 I N. II
仮・完全明細書 (Form 2)	附属書 I N. III
第8条に基づく陳述及び約定書 (Form 3)	附属書 I N. IV
期間延長請求書 (Form 4)	附属書 I N. V
発明者に関する申立て (Form 5)	附属書 I N. VI
特許出願における変更に関する主張又は請求 (Form 6)	附属書 I N. VII
異議通知書 (Form 7A)	附属書 I N. VIII
付与後異議通知書 (Form 7)	附属書 I N. IX
特許における発明者自身の記載に関する請求又は主張 (Form 8)	附属書 I N. X
公開請求書 (Form 9)	附属書 I N. XI
特許出願・完全明細書の補正申請書 (Form 13)	附属書 I N. XII
補正・回復・特許放棄・強制実施権付与又は同条件の改訂・ 誤記訂正に対する異議通知書 (Form 14)	附属書 I N. XIII
特許回復申請 (Form 15)	附属書 I N. XIV
特許における資格・利益若しくは持分の登録 又は特許の所有権に影響を与える書類の登録申請 (Form 16)	附属書 I N. XV
特許出願の審査請求書・審査優先請求書 (Form 18)	附属書 I N. XVI
特許出願の早期審査請求書 (Form 18A)	附属書 I N. XVII
インド国外における特許出願手続の許可請求 (Form 25)	附属書 I N. XVIII
法律に基づく事項又は手続における 特許代理人又は他の者の選任書 (Form 26)	附属書 I N. XIX
小企業による提出様式 (Form 28)	附属書 I N. XX
特許出願の取下げ請求書 (Form 29)	附属書 I N. XXI

略語のリスト

国内官庁：	インド特許庁
長官：	特許庁長官
P A：	2005年特許（改正）法によって改正された1970年特許法
P R：	2024年特許（改正）規則によって改正された2003年特許規則

指定（又は選択）官庁 I N	インド特許庁	概要 I N
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認めない	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく補正書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、インド特許庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り写しが要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める	
国内手数料 ²	通貨：インド・ルピー（INR） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 単独での又は 自然人・新興企業 ・小企業・教育機関 </div> <div style="text-align: center;"> 単独での又は 自然人・新興企業 ・小企業・教育機関 を伴うその他の企業 </div> </div> 出願手数料 ¹ ： 一用紙30枚、請求の範囲10個まで 一電子出願 …… 1,600 8,000 一紙形式 …… 1,750 8,800 一追加の各優先権について次の額を乗じる 一電子出願 …… 1,600 8,000 一紙形式 …… 1,750 8,800	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づき適用される期間内又は出願人から早期に国内段階処理を行うよう明示的な請求が早期にあった場合にはその時点で、提出若しくは支払をしなければならない。

2 国内官庁の手数料表は次のウェブサイトから入手できる：
https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/ev/schedules/Schedule_1.pdf

I N	インド特許庁 (続き)	I N
国内手数料 ³ (続き)	通貨：インド・ルピー (INR)	
	自然人・新興企業 ・小企業・教育機関	単独での又は 自然人・新興企業 ・小企業・教育機関 を伴うその他の企業
	－30枚を超える各追加用紙 －電子出願 …… 160 －紙形式 …… 180 －10個を超える各追加請求の範囲 －電子出願 …… 320 －紙形式 …… 350 －規則9(3)に基づくヌクレオチド・アミノ酸の配列表の各頁 －電子出願 …… 160 ⁴ －紙形式の提出：認められない	800 880 1,600 1,750 800 ⁵
国内手数料の免除，減額又は払戻し	附属書 I N. I を参照	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない 場合には，発明者の氏名及びあて名 ⁷ 出願人が発明者と異なる場合には，譲渡又は移転の証書 ⁷ 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの 通知（様式 PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった 場合には，当該変更を証明する書類 出願人による発明者に関する申立て ⁷ インドにおける送達のため（ただし，代理人による代理は要 求されない） 代理人が選任されている場合には，委任状 翻訳文の確認 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をするために登録された特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認めない	

3 脚注 2 を参照。

4 INR 24,000を上限とする。

5 INR 120,000を上限とする。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

PCT Art.	22	IN. 01 国内段階へ移行するための様式
PR Rule	20(7)	国内官庁は、国内段階に移行する国際出願の詳細について規定する様式（Form 1、附属書IN. II参照）を用意している。この様式を使用することが望ましい。この段階でPCT出願人は、第22条に従い、様式第10欄に記載されたすべての事項、すなわち約定書、優先権書類又はその翻訳文を提出する必要はない。
PR Rule	20(3)	IN. 02 翻訳文（確認） 英語によって出願も公開も行われなかった国際出願及び他の書面の翻訳文の所要の確認は、出願人又は出願人が正規に委任した者による、翻訳文が正確かつ完全である旨の簡単な説明書によって構成される。
PA Sec.	57	IN. 03 翻訳文（補充）
PR Rule	81(1)	国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。補充又は補正の請求はForm 13（附属書IN. X II参照）を使用し、併せて所定の手数料を支払わなければならない。
PA Sec.	142	IN. 04 手数料（支払方法）
PR Rule	7 First Schedule	概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書IN. Iに概説されている。
PR Rule	7 First Schedule	IN. 05 請求の範囲手数料 請求の範囲手数料は、国内段階移行時の国際出願に含まれている請求の範囲の数に基づき計算され、国際段階で補正が行われた場合には、PCT第19条又は第34条(2)に基づき補正された請求の範囲が含まれる。出願人が所定期間内に正確な額の請求の範囲手数料を支払わなければ、1970年特許法第142条(3)に基づき出願は行われなかったものとみなされる（請求の範囲手数料の額は附属書IN. Iを参照）。
PA Sec.	53	IN. 06 更新手数料
PR Rule	142 80	特許付与後、特許を有効に維持するために手数料を支払わなければならない。附属書IN. Iに記載する更新手数料は、特許日から2年目の満了日を支払期日として国内官庁に支払う。その後の更新手数料は、各年の満了日前が支払期日となる。所定の期間内に更新手数料が支払われなかった場合、特許は効力を失う。ただし、失効日から18か月以内にForm 15（附属書IN. X IV参照）によって回復申請を行えば特許は回復可能である（IN.15参照）。出願から2年経過後に特許が付与された場合、支払期日が到来している手数料は付与から3か月以内に支払わなければならない（Form 4を使用することによって更に6か月延長可能（附属書IN. V参照））。その後は、付与特許の各年の応当日前に更新手数料の支払期日が到来する。特許の更新請求は、所定の手数料を添えた普通紙を用いて行わなければならない（附属書IN. I参照）。
PA Sec.	127	IN. 07 代理
PR Rules	132 135 5	出願人は、インドの国民であるか居住者であるかと無関係に、代理人による代理が要求されないが、（通知その他の通信の）送達用あて名をインドに有していることが要求される。代理人が出願人を代理するために選任される場合には、Form 26による選任書（附属書IN. X IX参照）又は委任状を提出すべきである。
PA Sec.	8	IN. 08 他の国における対応出願に関する陳述
PR Rule	12	出願人は、国内段階に移行した日から6か月以内に、他の国で行われた対応出願に関する陳述書を提出しなければならない。陳述書はForm 3（附属書IN. IV参照）を使用しなければならない。これには出願人が陳述をアップデートする旨の約定が含まれている。手数料は不要である。

PCT Art.	28	IN. 09 出願の補正及びその時期
	41	出願人は、出願時の出願範囲を超えないことを条件として、特許付与前であればいつでも自己の出願を補正することができる。出願人は、Form 13（附属書IN.X II参照）による請求を行い、所定の手数料（附属書IN. I参照）を支払うことによって、長官の裁量に基づき、特許出願、完全明細書又はその関係書類を補正することができる。補正は国内段階手続中に限り可能であり、国内段階移行前又は移行時には補正できないので留意されたい。特許付与後も補正を請求できる。ただし、この場合の補正は特許法第59条の規定に基づく権利の部分放棄、訂正又は説明の形式のみが認められる。特許付与後に補正された場合、利害関係人は、インド特許庁公報に補正後の出願が公開された後3か月以内に、Form 14（附属書IN.X III参照）による異議通知を行うことにより、特許出願の補正に対して異議を申し立てることができる。
PA Secs.	57 to 59	
PR Rule	14	
	81	
PA Sec.	11A	IN. 10 出願公開
PR Rule	24	仮出願、取り下げられた出願又は法律に基づく秘密規定に該当する出願を除き、すべての出願は優先日から18か月経過後に公開され、公衆の閲覧に供される。
PA Sec.	25(1)	IN. 11 付与前の異議申立
PR Rule	55	出願公開後であっても特許付与前であれば、誰でもForm 7(A)（附属書IN.VII参照）及び出願人用の写しを提出し、特許付与に対する異議を長官に申し立てることができる。異議を裏付ける陳述書及びあれば証拠を提出し、希望すればヒアリング請求を行うべきである。
PA Sec.	11B	IN. 12 審査請求
PR Rule	20(4)(ii)	特許出願は、出願人又は利害関係人が、（該当すれば）出願の優先日から31か月以内、又は特許出願日から31か月以内のいずれか先に満了する期間内に、所定の方法で審査請求を行わない限り審査されない。審査請求はForm 18（附属書IN.X VI参照）によって行わなければならない。
	24B	
PA Sec.	11B	IN. 13 早期審査請求
PR Rule	24A-C	出願人はForm 18A（附属書IN.X VII参照）を使用し、附属書IN. Iに示す手数料を支払うことによって、早期審査を請求することができる。請求は規則24Bに規定する期間内に電子手段によって行わなければならない。早期審査請求は次のいずれかの場合に限り認められる。 <ul style="list-style-type: none"> — 対応する国際出願において、国内官庁が管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関として特定されている。 — 出願人が新興企業である。 — 出願人が小企業である。 — 出願人が自然人である、又は共同出願人の場合にはすべての出願人が自然人であり、その出願人又は複数出願人の少なくとも1人が女性である。 — 出願人が政府部局である。 — 出願人が、政府が保有又は管理する、中央法、地域法又は州法によって設立された機関である。 — 出願人が2013年会社法（2013年法律第18号）第2条(45)で定義する政府企業である。 — 出願人が、政府が全体又は一部を出資する機関である。 — 出願人が、中央政府の部局長からの請求に基づき、中央政府の通達を受けた部門に関係している。 — 出願人が、インド特許庁と外国特許庁との間の協定に従い、特許出願処理協定に基づく資格を有する。

所定の書類の提出及び手数料差額の支払（附属書IN. I 参照）を条件として、審査請求を早期審査請求に変更することができる。審査請求から早期審査請求への変更請求は、出願が既に公開されている場合又は規則24Aに基づく公開請求が既に行われている場合を除き、規則24Aに基づく公開請求を伴わなければならない。

PA Sec. 11B PR Rule 26	IN. 14 出願の取下げ請求 出願人は第11B条パラグラフ4(i)及び規則26に基づき、Form 29（附属書IN.XXI参照）を使用して出願取下げを請求することができる。審査請求後であるが最初の拒絶理由通知書の発行前に出願を取り下げる場合、附属書IN. I に示す手数料は規則7(4A)に基づき払い戻される。
PA Sec. 21(1) PR Rule 24B(4)	IN. 15 拒絶理由通知書に対する応答期間 特許法の要件を満たさない出願については、長官が拒絶理由通知書を発行する。最初の拒絶理由通知書の発行日から6か月以内に、出願人が特許法及び規則のすべての要件を満たさなければ、国際出願は放棄されたものとみなされる。Form 4（附属書IN.V参照）を使用した請求及び附属書IN. I に示す手数料の支払によって、特許付与のために出願を整える期間を更に3か月延長することができる。
PA Sec. 25(2) PR Rule 55A	IN. 16 付与後の異議申立 特許付与後であっても、特許付与の公告日から1年以内であれば、誰でもForm 7（附属書IN.IX参照）を使用して異議通知を行うことができる。
PCT Art. 25 PCT Rule 51	IN. 17 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Art. 24(2) 48(2) PCT Rule 49.6	IN. 18 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
PA Sec. 24B 53(2) 142(4) PR Rule 6(6) 13(6) 55(4) 80(1A) 130 137 138 24B(6) 24C(11)	IN. 19 国内段階において、出願人が特許出願に関する行為をするための期間を延長するよう希望する場合、すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> － 外国出願に関する陳述及び約定書の提出（Form 3－附属書IN.IV参照） － 発明者に関する申立ての提出（Form 5を使用－附属書IN.VI参照） － 特許更新請求の提出（規則80(1A)） － 規則77(1)(f)に基づく長官命令の再考申請の提出 － 特許付与後の第142条(4)に基づく累積更新手数料の支払 <p>この場合に出願人は、期間満了前に、所定の手数を添えてForm 4（附属書IN.V）を提出すべきである。これによって、長官が適切であると考えれば、長官はその旨を指示して期間が延長される。</p> <p>長官は、手数料が事前に支払われていることを条件として、特許規則に規定されている期間を1か月まで延長する権限を有する（規則138）。ただし、次に関して期間延長は適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国内書面提出（規則20(4)(i)） － 補正後の請求の範囲の翻訳文提出（規則20(6)） － 優先権書類提出（規則21） － 審査請求（第24B条(1)）

- 規則24B(5), (6), 24C(10), (11)に基づく特許付与のために出願を整える期間
- 異議手続における出願人の陳述及び証拠提出（規則55(4)）
- 更新手数料の支払（規則80(1A)）
- 決定の見直し申請又は長官の命令破棄申請の期間（規則130(1)及び(2)）

PR Rule 6(6)

長官は更に、国内官庁に書類を送付又は再提出する期間の遅滞、又は当事者による行為の遅滞について、その当事者が長官に遅滞の許容を申請し、事情の説明及び裏付け証拠を提出した場合、遅滞を許容することができる。証拠では、遅滞が戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、電子通信サービス全般的な不通、又は当事者が居所若しくは業務地を有する地域におけるその他これらに類する事由により、その地域における通常の通信が寸断されるほど深刻な状況であり、可能な限り早期に、遅くともその状況が解消した日から1か月以内に対象とされる行為を遂行した旨について、長官が納得する程度まで証明しなければならない。所定期間の満了から6か月の期間が先に経過する場合、それを超える遅滞は認められない。

PA Secs. 60 to 62

PR Rules 84 to 86

IN. 20 失効特許の回復

更新手数料の不払によって特許が失効した場合、特許権者又はその代理人は、特許の効力が失われた日から18か月以内に、Form 15（附属書IN.XIV参照）を使用して特許回復を申請することができる。更新手数料の不払が故意によるものでなく、不当な遅滞なく回復請求が行われた旨に長官が納得すれば、長官は所定の方法で所定の期間内に回復請求を公告する。利害関係人は、Form 14（附属書IN.XIII参照）によって特許の回復請求に異議を申し立てることができる。長官は、失効特許の回復に関する自己の決定を公告する。

PA Sec. 117A

IN. 21 上訴

出願人は、特許法第117A条(2)で規定されるように、長官の決定、命令又は指令に対して、高等裁判所に上訴することができる。上訴は、長官の決定、命令若しくは指令の日から3か月以内、又は高等裁判所が認める更なる期間内に書面で行う。

PA Rule 9(3)

IN. 22 ヌクレオチド及びアミノ酸の配列

国際出願に1つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列表の開示が含まれている場合、出願人は電子形式による配列表を提出しなければならない。紙形式による配列表は要求されない。

手 数 料¹

(通貨：インド・ルピー)

特許 Form No.	項 目	電子出願		物理的（紙形式）出願	
		自然人・新興企業・ 小企業・教育機関	単独での又は自然 人・新興企業・小企 業・教育機関を伴う その他の企業	自然人・新興企業・ 小企業・教育機関	単独での又は自然 人・新興企業・小企 業・教育機関を伴う その他の企業
1	特許出願	1,600	8,000	1,750	8,800
	－追加の各優先権主張につき、 右の額を乗じる	1,600	8,000	1,750	8,800
	－30枚を超える追加の各用紙	160	800	180	880
	－10個を超える追加の各請求の範囲	320	1,600	350	1,750
	－規則9(3)に基づくヌクレオチド・ アミノ酸の配列表の各頁	160 ²	800 ³	紙形式は 認められない	紙形式は 認められない
9	早期公開請求	2,500	12,500	2,750	13,750
18	審査請求手数料： ⁴				
	－第11条(B)に基づく	4,000	20,000	4,400	22,000
	－規則20(4)(ii)に基づく	5,600	28,000	6,150	30,800
18A	早期審査請求手数料： ^{4,5}	8,000	60,000		
	審査請求を早期審査請求に変更する 差額手数料	4,000	40,000		
13	特許出願完全明細書又は他の関連書類の 補正申請：				
	－付与前	800	4,000	880	4,400
	－付与後	1,600	8,000	1,750	8,800
	第53条に基づく更新手数料：				
	(a) 特許の第3年度、第4年度、 第5年度及び第6年度	800	4,000	880	4,400
	(b) 特許の第7年度、第8年度、 第9年度及び第10年度	2,400	12,000	2,650	13,200
	(c) 特許の第11年度、第12年度、 第13年度、第14年度及び第15年度	4,800	24,000	5,300	26,400
	(d) 特許の第16年度、第17年度、 第18年度、第19年度及び第20年度	8,000	40,000	8,800	44,000

1 国内官庁の手数料表は次のウェブサイトから入手できる：

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/ev/schedules/Schedule_1.pdf

2 INR 24,000を上限とする。

3 INR 120,000を上限とする。

4 最初の拒絶理由通知書の発行前にForm 29（附属書XXIを参照）を使用して出願が取り下げられた場合、手数料は90%まで払い戻される。

5 早期審査は電子手段によって請求しなければならない。

特許 Form No.	項 目	電子出願		物理的（紙形式）出願	
		自然人・新興企業・ 小企業・教育機関	単独での又は自然 人・新興企業・小企 業・教育機関を伴う その他の企業	自然人・新興企業・ 小企業・教育機関	単独での又は自然 人・新興企業・小企 業・教育機関を伴う その他の企業
13	第57条に基づく名称, 住所, 国籍又は送達用あて名の補正請求（各請求につき）	320	1,600	350	1,750
4	第53条(2), 第142条(4), 規則13(6), 規則80(1A), 規則130に基づく期間延長請求（延長を求める各月）……………	480	2,400	530	2,600
	規則24B(6)に基づく期間延長請求（延長を求める各月）……………	1,000	4,000	1,100	4,400
	規則24C(11)に基づく期間延長請求（延長を求める各月）……………	2,000	10,000	2,200	11,000
	規則12(4)及び12(3)に基づく期間延長請求（延長を求める各月）……………	2,000	10,000	2,200	11,000
	規則138に基づく期間延長請求（延長を求める各月）……………	10,000	50,000	11,000	55,000
15	特許回復請求：				
	－第60条に基づく……………	2,400	12,000	2,650	13,200
	－規則86(1)に基づく追加手数料……………	4,800	24,000	5,300	26,400
7	第25条(2)に基づく出願異議通知……………	8,000	40,000	認められない	認められない
14	第57条(4), 第61条(1), 第87条(2)に基づく出願異議通知……………	2,400	12,000	2,650	13,200

手数料の支払方法

手数料はインド・ルビー建てで支払わなければならない。すべての手数料の支払は、当該手数料支払のための様式を使用し、出願番号（国内出願番号が判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

支払は次の方法で行うことができる。現金、銀行小切手、電子手段、又は、インド国内官庁の所在地、すなわちチェンナイ、デリー、コルカタ若しくはムンバイにおいて認められる、特許庁長官を受取人とする銀行為替。

様式（附属書IN. II－XXI）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書IN. II 特許付与願書 (Form 1)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_in.pdf

附属書IN. III 仮・完全明細書 (Form 2)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_in.pdf

附属書IN. IV 第8条に基づく陳述及び約定書 (Form 3)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_in.pdf

附属書IN. V 期間延長請求書 (Form 4)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_in.pdf

附属書IN. VI 発明者に関する申立て (Form 5)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_in.pdf

附属書IN. VII 特許出願における変更に関する主張又は請求 (Form 6)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_in.pdf

附属書IN. VIII 異議通知書 (Form 7A)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VIII_in.pdf

附属書IN. IX 付与後異議通知書 (Form 7)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IX_in.pdf

附属書IN. X 特許における発明者自身の記載に関する請求又は主張 (Form 8)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_X_in.pdf

附属書IN. XI 公開請求書 (Form 9)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XI_in.pdf

附属書IN. XII 特許出願・完全明細書の補正申請書 (Form 13)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XII_in.pdf

附属書IN. XIII 補正・回復・特許放棄・強制実施権付与又は同条件の改訂・誤記訂正に対する異議通知書 (Form 14)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XIII_in.pdf

附属書IN. XIV 特許回復申請 (Form 15)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XIV_in.pdf

附属書 I N. XV 特許における資格・利益若しくは持分の登録又は特許の所有権に影響を与える書類の登録申請 (Form 16)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XV_in.pdf

附属書 I N. XVI 特許出願の審査請求書・審査優先請求書 (Form 18)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XVI_in.pdf

附属書 I N. XVII 特許出願の早期審査請求書 (Form 18A)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XVII_in.pdf

附属書 I N. XVIII インド国外における特許出願手続の許可請求 (Form 25)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XVIII_in.pdf

附属書 I N. XIX 法律に基づく事項又は手続における特許代理人又は他の者の選任書 (Form 26)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XIX_in.pdf

附属書 I N. XX 小企業による提出様式 (Form 28)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XX_in.pdf

附属書 I N. XXI 特許出願の取下げ請求書 (Form 29)

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XXI_in.pdf